

Ⅳ 定期試験と成績の評価

1. 定期試験・レポート

定期試験には、ターム・セメスターの終わりに、授業期間とは別に試験期間を設け、試験用の時間割によって集中的に行われる場合（本試験）や、最終授業日や授業期間中に試験を繰り上げて行われる場合（繰り上げ試験）がある。

また、授業によっては、定期試験による評価に代えて授業期間中に小テスト等が行われる場合、あるいは学生が提出したレポートに基づいて成績の評価が行われる場合もある。

授業毎の成績評価方法は、Webによる科目紹介（UTask-Webログイン後の【シラバス参照】）、各セメスター初めに配付される『科目紹介時間割表』に記載されるほか、授業担当教員から授業中に指示される場合もある。

なお、受験できる科目は履修科目登録がされている科目のみであり、それ以外の科目は受験できない。

(1) 繰り上げ試験

次の科目は、授業担当教員の特段の指示の無い限り、原則として最終授業日や授業期間中に試験を行う。

- ・ 基礎科目 既修外国語「英語Ⅱ列」並びに「日本語」
- ・ 総合科目Ⅰ系列「国際コミュニケーション」「外国語初級・中級・上級」
- ・ 総合科目Ⅰ系列「古典語」「古典語初級・中級」
- ・ 主題科目（ただし、PEAK科目を全学自由研究ゼミナールとして履修した場合には、その科目の試験実施方法に従う。）

(2) 本試験

- ① 繰り上げ試験以外の科目の試験は、授業担当教員の特段の指示の無い限り、原則としてターム末またはセメスター末の試験期間に、集中的に行う。
- ② 試験時間割、試験室および履修登録者の座席を指定して実施する。座席表は試験初日の約1週間前に各試験室に貼り出すのであらかじめ確認しておくこと。UTask-Webログイン後の【定期試験】でも試験時間割と試験室を確認できる。
- ③ 試験の際の主な注意事項は次のとおりである。
 - 1) 座席表が各試験室に貼り出されているので、必ず指定された席に着席すること。試験室では座席の机の左上に座席番号（A-1、B-20等）が標示されている。
 - 2) 遅刻した場合は受験を許可されないことがある。
 - 3) 試験開始後少なくとも30分を経過し監督教員が出欠を確認した後でなければ、退室は認めない。その後の途中退室については、監督教員等の指示に従うこと。

(3) レポート

授業によっては、担当教員の指示により、学生が提出したレポートに基づいて成績の評価を行うことがある。レポートは学生一人一人が自己の責任において作成するものであり、教員から特別な指示がない限り、他の学生と同一の内容のものを提出してはならない。

(4) 不正行為について

当然のことながら、試験の受験、およびレポートの提出は公正に行われるべきであり、不正行為は許されない。不正行為を行ったと認められた者は、その科目が開講されているセメスター期間中に履修した全科目（ターム科目を含む）の得点を無効とされ、追試験を受ける資格も与えられない。また、不正行為に協力した者（レポートの場合は不正レポートの作成に協力した者）も、同様である。なお、2年次において不正行為を行ったと認められた者は、進学選択の資格および進学内定も取り消される。

以下の注意事項を守らなかった場合には、不正行為として取り扱われることがある。

- ・試験中は、本人確認のため常に学生証を提示して（机の上に置いて）受験しなければならない。学生証を忘れた場合は、教務課で手続きをして「仮受験票」を受領したうえで試験を受けること。（これは、試験においてのみ学生証の代わりになる。）また、試験直前に学生証が無いことに気付いた場合は監督教員に申し出て、指示を受けること。
- ・学生証、筆記用具（筆箱はかばん等にしまう）、計時機能だけの時計、教員から特に認められた物以外は机の上に置いてはいけない。これ以外の物はかばん等に入れ、見えることのないよう収納したうえで、かばん等は机の中、脇の椅子または床の上に置かなければならない。
- ・携帯電話等は必ず電源を切って（マナーモード不可）かばん等にしまわなければならない。携帯電話等を時計や電卓の代わりに使用することはできない。
- ・解答用紙や計算用紙は所定の枚数を超えて取ってはならない。また、答案を提出しないで持ち出すことはできない。
- ・その他、試験監督者並びに授業担当教員の試験に関する指示に従わないことや、明らかに試験に支障を来たす行為は、当然のことながら行ってはいけない。
- ・レポートで他の文章やデータを引用する場合は、引用符などで引用箇所を明示し、出典を明記しなければならない。